

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2019事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正（2019年11月21日）
成年被後見人等を資格・職業・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化を図る措置を講じるもの（2019年12月14日より適用）。
2. 検査・監督の見直しに係る改正（2019年12月18日）
過度に細かく特定の方法を記載する等行き過ぎたルール・ベースとなって、金融機関における創意工夫を妨げている規定等の見直し等を規定するもの（2019年12月18日より適用）。
3. 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成や販売についての留意事項に係る改正（2019年12月27日）
投資信託や投資法人（投資信託等）が、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものであるという趣旨に照らし、特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成や販売についての留意事項を定めるもの（2019年12月27日より適用）。
4. 親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対する TLAC 規制に係る改正（2020年1月28日）
親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち、内部 TLAC 規制の対象となる者を指定し、かかる金融商品取引業者等が確保すべき「内部 TLAC」の所要水準及び適格要件等を規定するもの（2020年3月31日より適用）。
5. 民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正（2020年2月6日）
民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うもの（2020年4月1日より適用）。

6. 個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正（2020年3月4日）

近年の情報通信技術等の飛躍的な発展や2019年5月の銀行法等改正を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に関する着眼点を規定するもの（2020年3月4日より適用）。
7. 暗号資産の取得等に係る改正（2020年4月3日）

暗号資産交換業に係る制度整備及び暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を規定するもの（2020年5月1日より適用）。
8. 行政手続のオンライン化に係る改正（2020年4月24日）

2019年5月に公布されたいわゆるデジタル手続法において、情報通信技術を活用した行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政手続については原則としてオンラインで実施することとされたことを踏まえ、電子申請に係る手続について明記するもの（2020年4月24日より適用）。
9. 電子取引基盤運営業務を行う金融商品取引業者に対する米国証券取引所法上のスワップ執行施設としての登録義務を免除する旨の命令公表に係る改正（2020年4月28日）

電子取引基盤運営業務を行う者と顧客の契約書等において、顧客が当該業者の定めたルールに従うことや、当該業者の求めがあれば、顧客が取引の関連情報の提出に応じる内容の記載を求めることを規定するもの（2020年4月28日より適用）。
10. 総合取引所における取引開始に向けた商品関連市場デリバティブ取引に係る改正（2020年5月1日）

総合取引所における取引開始に向けて、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）を踏まえた、商品関連市場デリバティブ取引についての留意事項を定めるもの（2020年5月1日より適用）。
11. ダークプールに係る改正（2020年6月19日）

顧客保護の観点から、ダークプールへの回送条件・運営情報の説明及び価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について規定するもの（2020年9月1日より適用（一部2021年9月1日より適用））。
12. 金融商品取引業等検査マニュアルの廃止に伴う改正（2020年6月26日）

証券取引等監視委員会において所管している金融商品取引業者等検査マニュアルの廃止を予定していることから、当該マニュアル廃止を踏まえた見直しを行う

もの（2020年6月26日より適用）。

13. レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正（2020年6月30日）
足許の新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、日本銀行からの要望を受けて、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外するべく所要の改正を行うもの（2020年6月30日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

（1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2019年7月以降、17社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者8社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2020年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は307社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、271社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
OKB証券株式会社	○	新規登録	2019年8月6日
ピクテ投信投資顧問株式会社	○	変更登録	2020年1月15日
イークラウド株式会社 ※	○	新規登録	2020年3月30日
岡地株式会社		新規登録	2020年4月1日
大起産業株式会社	○	新規登録	2020年4月1日
株式会社コムテックス		新規登録	2020年4月7日
株式会社アステム		新規登録	2020年4月7日
北辰物産株式会社		新規登録	2020年4月10日
フジフューチャーズ株式会社		新規登録	2020年4月10日
岡藤商事株式会社	○	変更登録	2020年4月10日
株式会社CONNECT	○	新規登録	2020年4月22日
GMOコイン株式会社		新規登録	2020年5月1日
株式会社DMM Bitcoin		新規登録	2020年5月1日
楽天ウォレット株式会社		新規登録	2020年5月1日
きらぼしライフデザイン証券株式会社	○	新規登録	2020年6月22日
株式会社sustenキャピタル・マネジメント		新規登録	2020年6月26日
Hash DasH株式会社		新規登録	2020年6月29日

※第一種少額電子募集取扱業者。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
東郷証券株式会社	○	登録取消	2019年8月9日
高木証券株式会社	○	合併消滅	2019年9月1日
エメラダ株式会社	○	廃止	2019年10月25日
エイト証券株式会社	○	廃止	2020年2月29日
田原証券株式会社	○	事業譲渡	2020年3月23日
ノーザン・トラスト・グローバル・ インベストメンツ株式会社	○	廃止	2020年3月30日
ウツミ屋証券株式会社	○	廃止	2020年3月31日
ブライト・アセット株式会社	○	廃止	2020年5月22日

(2) 特別金融商品取引業者

2020年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMB C日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券株式会社
野村証券(株)	パークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクシス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

(3) 指定親会社

2020年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールデ

イングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の2019年度決算概要(別紙2~3参照)

国内証券会社248社の2019年度決算(単体)は、不透明な市場環境のもと、株式委託手数料等が減少したことなどから、純営業収益は大半の会社で減収となった。当期損益については、ネット証券は減益、準大手以上の対面は増益であり、地場証券は会社によって区々。

営業収益は、前年度比1,001億円増の3兆7,661億円(同2.7%増)、販売費・一般管理費は、同421億円増の2兆7,690億円(同1.5%増)、経常損益は、同75億円減の4,166億円(同1.8%減)、当期損益は、同12億円減の2,828億円(同0.4%減)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2019年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社(3件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1件
- ③ 業務改善命令 1件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「損失補填」、「特別の利益提供」、「金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得勧誘を行わせている状況」等となっている。

III 投資者保護基金について

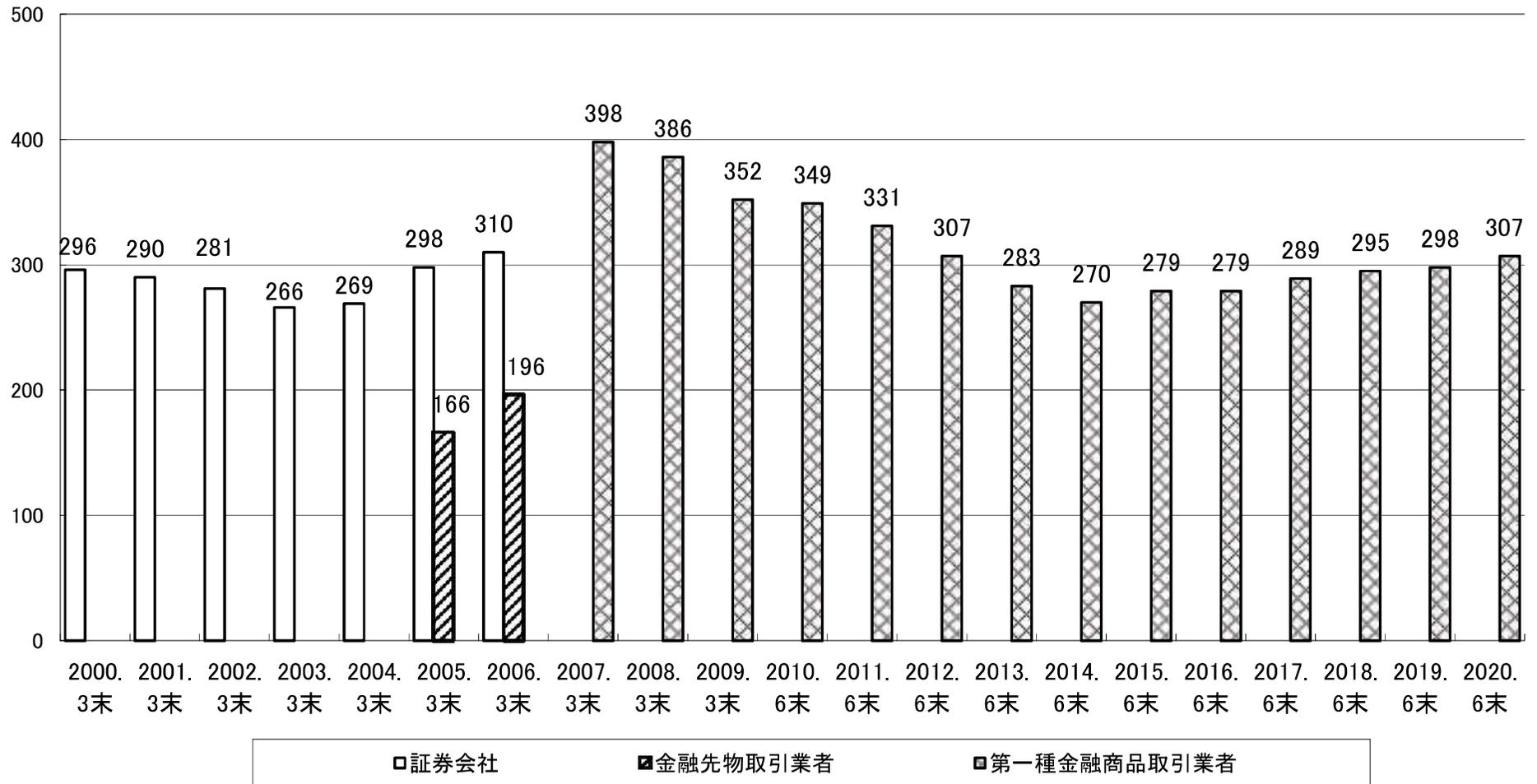
金融システム改革に伴う証券取引法の改正(1998年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至

っている（2020年6月末時点 265社、同年3月末時点基金規模約 584億円）。（別紙4参照）

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



国内証券会社の2019年度決算概況

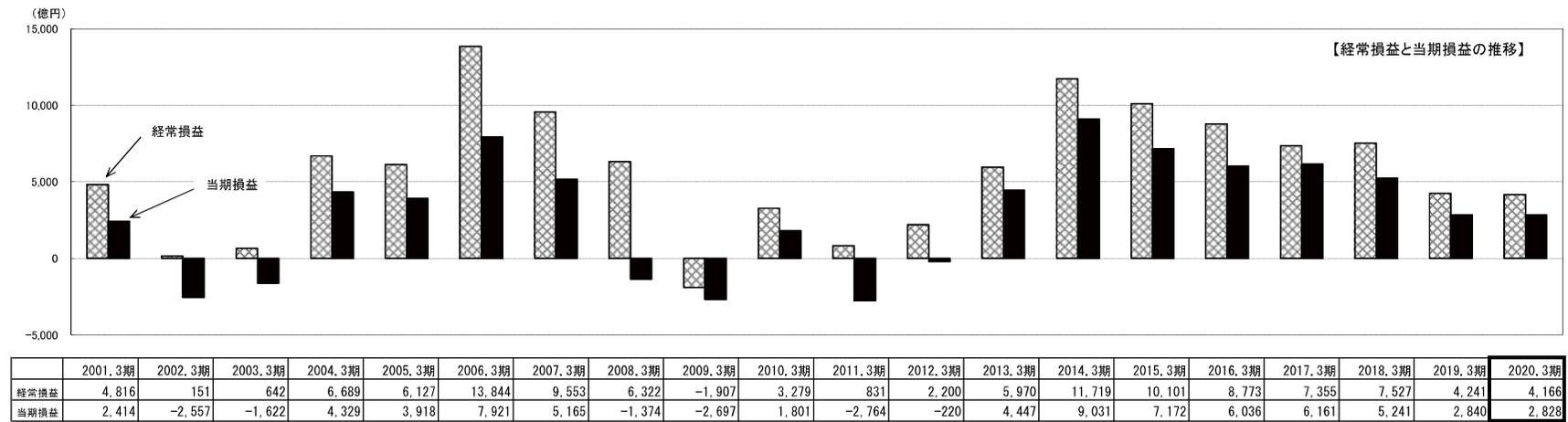
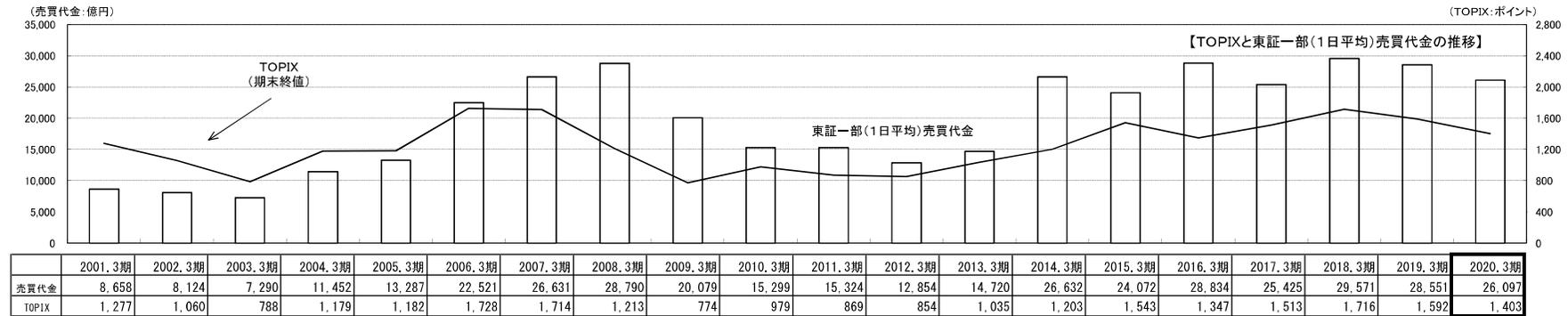
(単位:億円)

	2019年度 (A)	2018年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	248社	251社	—
営 業 収 益	37,661	36,660	102.7%
受 入 手 数 料	19,862	19,864	100.0%
委 託 手 数 料	4,901	5,111	95.9%
引 受 け・売 出 し 手 数 料	1,504	1,847	81.4%
募 集・売 出 し 取 扱 手 数 料	2,527	2,314	109.2%
ト レーディング 損 益	8,648	7,433	116.3%
金 融 収 益	8,815	8,647	101.9%
販 売 費・一 般 管 理 費	27,690	27,269	101.5%
取 引 関 係 費	7,282	6,813	106.9%
人 件 費	10,033	10,089	99.4%
経 常 損 益	4,166	4,241	98.2%
当 期 損 益	2,828	2,840	99.6%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数（2020年6月30日現在）</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>255社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>265社</td> </tr> </table>	国内証券会社	255社	外国証券会社	10社	計	265社
国内証券会社	255社						
外国証券会社	10社						
計	265社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2020年3月31日現在 約584億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> 南証券の破産に伴うもの（2000年3月）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円） ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（2007年6月）－ 補償額 約2億円 （2007年10月）－ 補償額 約0.6億円 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（2012年3月）－ 補償額 約1.7億円 						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

第4節 第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

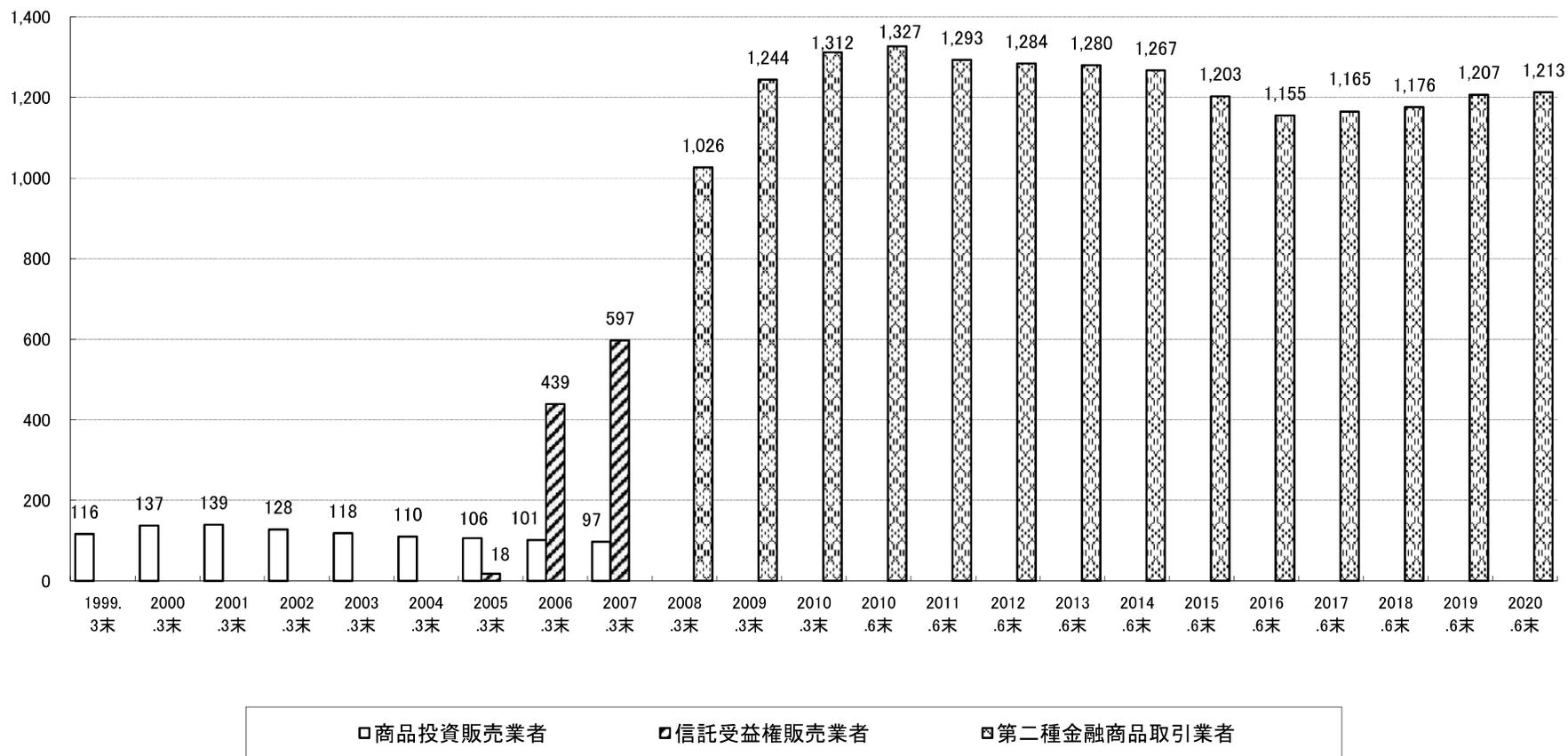
2020年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,213社となっている。

（別紙1参照）

なお、2019年7月以降の第二種金融商品取引業者に対する行政処分の実績はない。

(業者数)

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移



注: 2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2020年6月末時点では、投資助言・代理業者数は977社となっている。

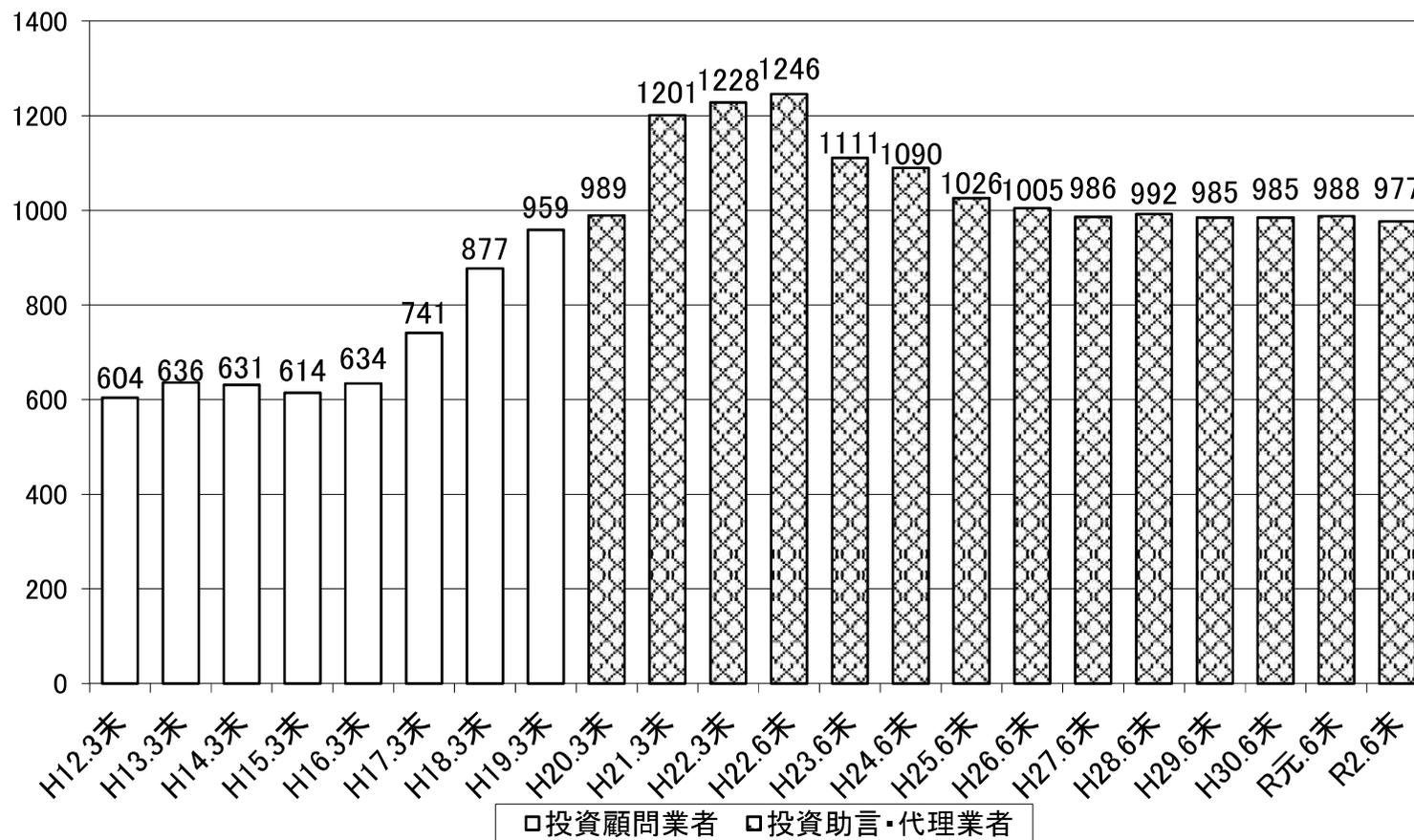
II 投資助言・代理業者に対する行政処分

2019年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、8社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが5件、一部業務停止命令が3件（いずれも業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告を行っている事例」や、「無登録業者に対する名義貸しを行っている事例」等となっている。

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2020年6月末現在の投資運用業者数は393社（投資信託委託業者108社、投資法人資産運用業者95社、投資一任業者310社、自己運用業者44社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

2020年6月末現在の登録投資法人は110社（不動産系103社、インフラ系7社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）63社の運用資産残高の合計は、2020年6月末で20兆2,778億円（前年比5.0%増）となっている。

2019年7月以降、2件のIPOを伴う新規上場があった。（別紙2参照）

III 運用資産の推移

2019年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は2020年6月末で公募投信120兆1,928億円（前年比5.7%増）（株式投信107兆2,676億円（同5.3%増）、公社債投信12兆9,252億円（同10%増））、私募投信98兆9,678億円（同6.1%増）（株式投信94兆7,637億円（同5.8%増）、公社債投信4兆2,040億円（同13.4%増））となっている。（別紙3参照）

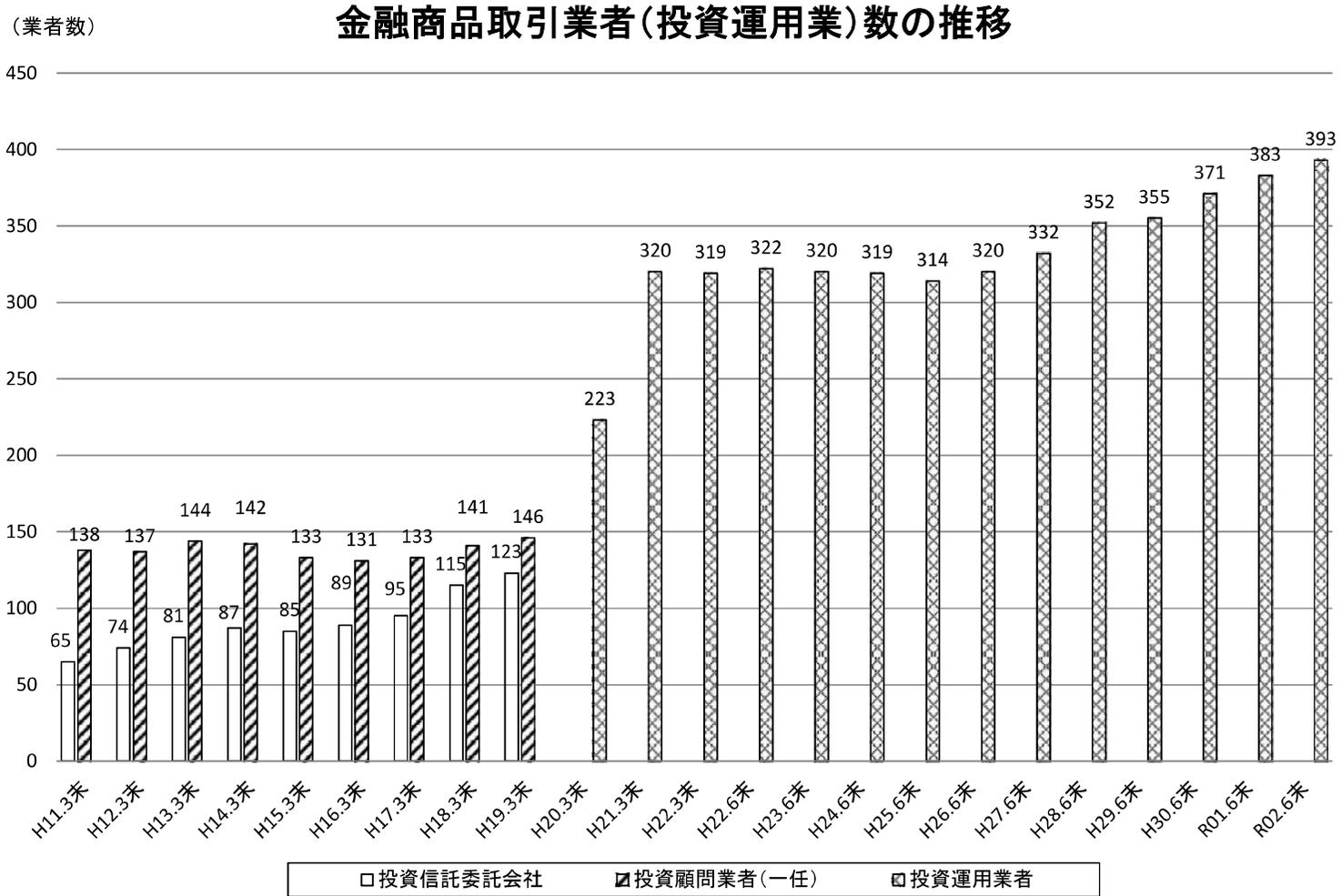
投資一任契約の資産残高については、2020年3月末で316兆1,362億円（同4.5%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、6,590億円となっている（2019年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

IV 投資運用業者に対する行政処分

2019年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1社に対して行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っている。なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていな

い状況」である。



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	SOSiLA物流リート投資法人	2019年12月10日	住商リアルティ・マネジメント株式会社
2	ジャパン・インフラファンド投資法人	2020年2月20日	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
	うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年	1,794,265	858,754	152,907	36,826	0	1,947,172	895,580
31(令和元)年	2,046,838	947,761	174,229	41,582	0	2,221,067	989,343
令和2年1月	2,045,482	950,507	173,345	42,378	0	2,218,827	992,885
2月	1,979,419	949,740	172,188	42,744	0	2,151,607	992,484
3月	1,834,390	895,305	165,682	40,768	0	2,000,072	936,073
4月	1,914,955	918,527	162,888	40,425	0	2,077,843	958,953
5月	1,994,819	935,105	164,779	40,954	0	2,159,598	976,059
6月	2,020,314	947,637	171,292	42,040	0	2,191,606	989,678

出典:(社)投資信託協会公表資料

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

I 登録金融機関の概況

2020年6月末現在における登録金融機関数は、981社となっている。(別紙1参照)
登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、2019年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

2020年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2019年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

III 金融商品仲介業者の概況

2020年6月末現在における金融商品仲介業者数は、884業者となっている。(別紙1参照)

なお、2019年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

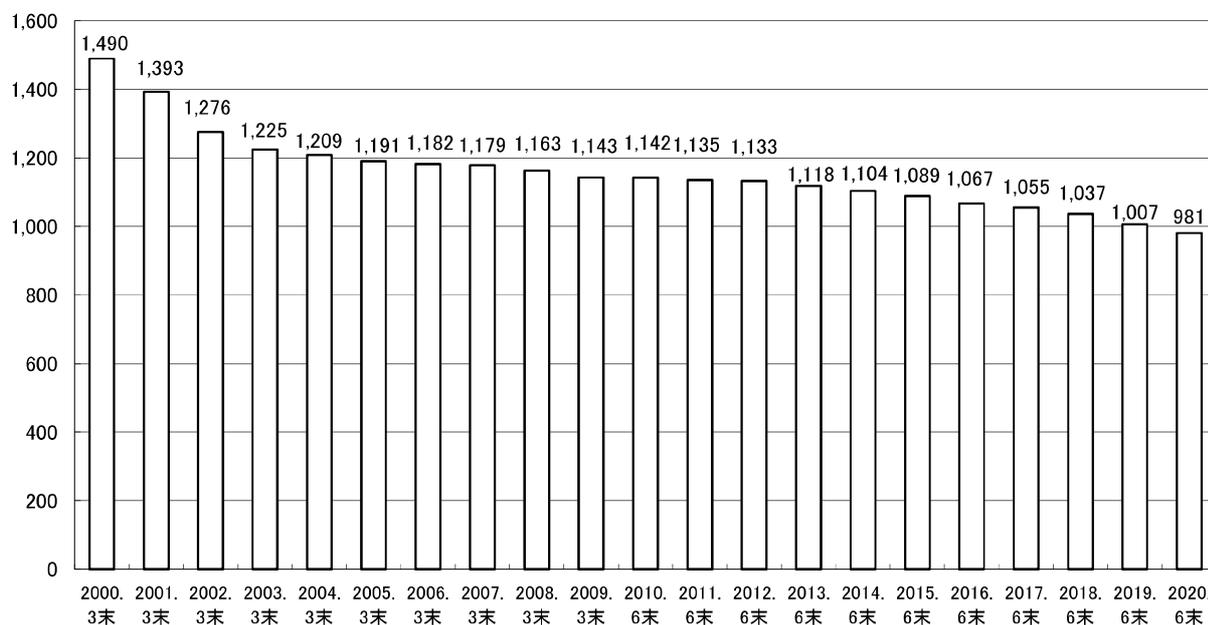
IV 高速取引行為者の概況

2020年6月末現在における高速取引行為者数は、55者となっている。

なお、2019年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

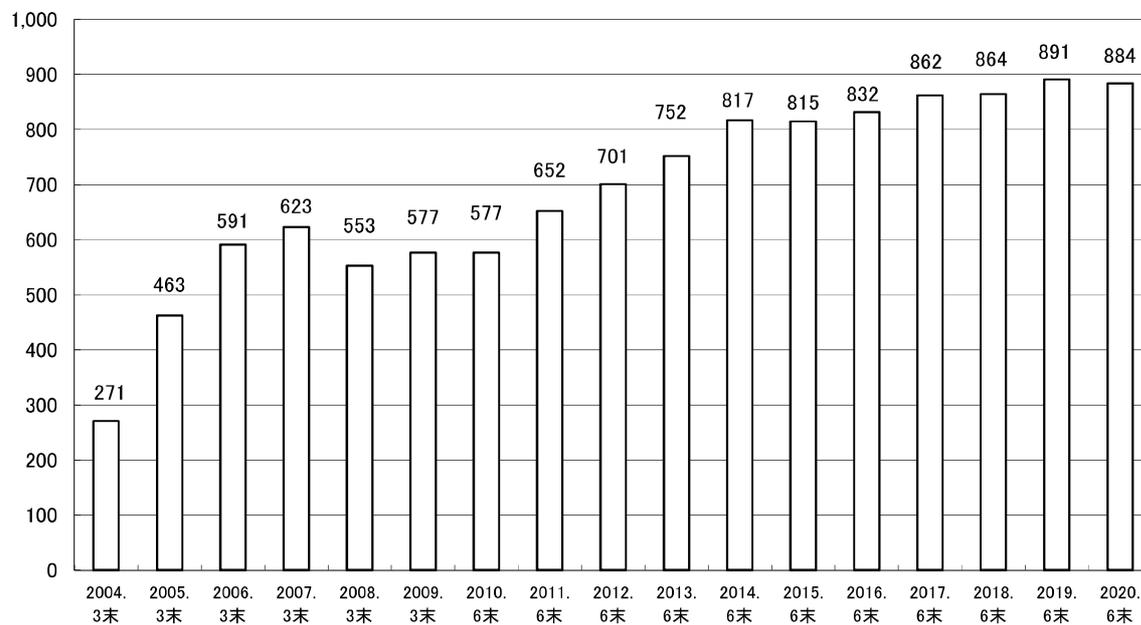
(業者数)

登録金融機関数の推移



金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までは証券仲介業者の数。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2020年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

2020年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、42法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2020年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	11 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和2年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麴町四丁目8番地麴町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者等

I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

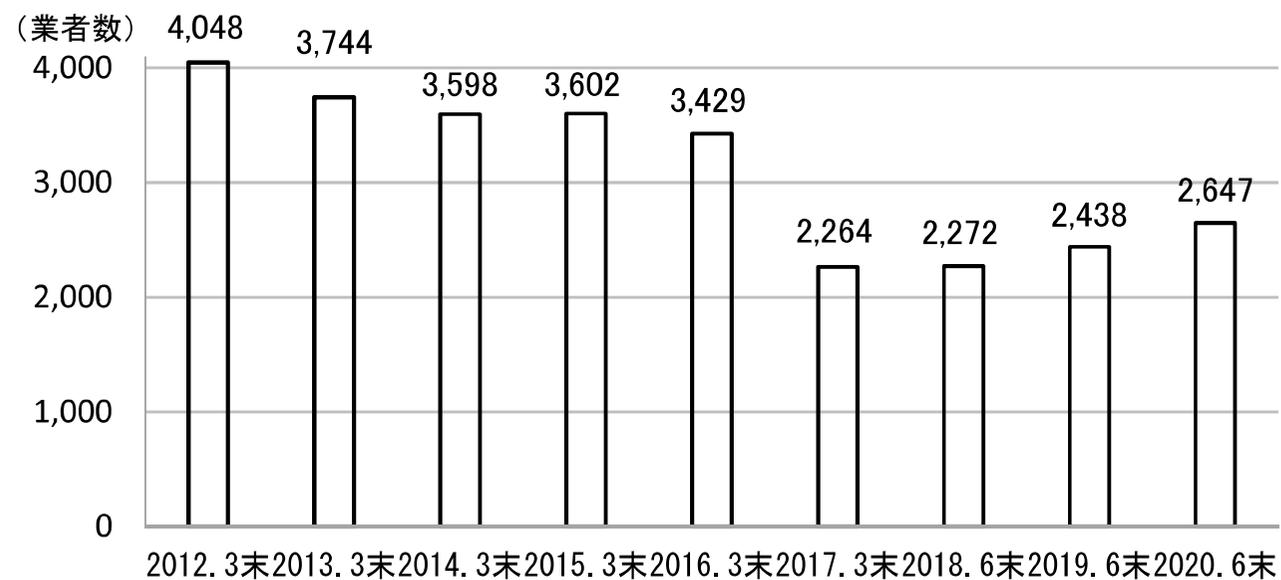
2020年6月末現在、これらの届出業者は2,647者（業務廃止命令発出先592者を除く）である。（別紙1参照）

II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2019年7月以降、財務（支）局への事業報告書の提出状況や証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5件の行政処分（うち業務廃止命令3件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「報告徴取命令に対する虚偽報告」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

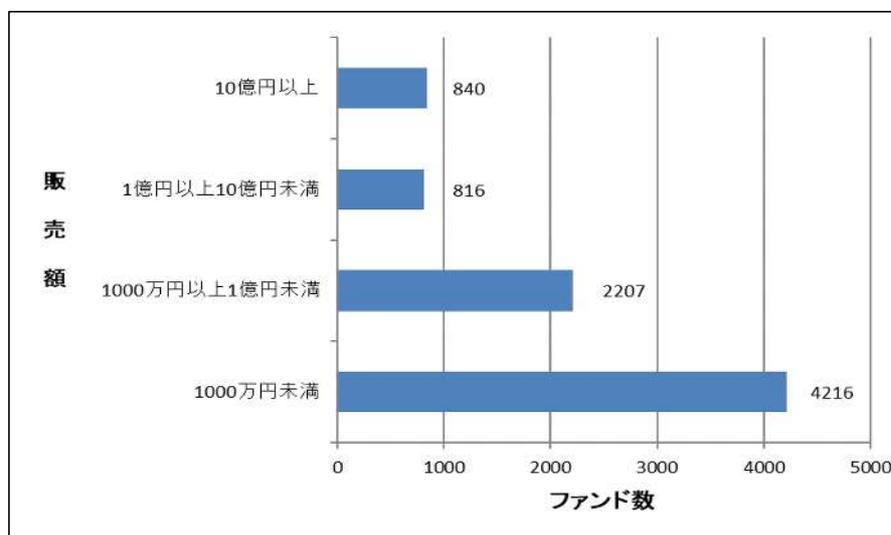
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額6兆2,533億円、運用額37兆8,467億円となっている。(2019年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計。(別紙1参照))

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

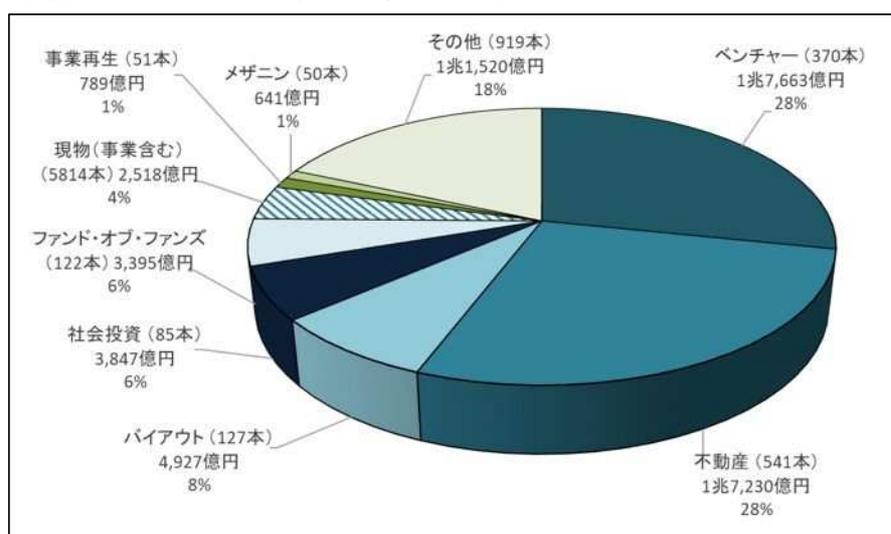
○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	8,079本	1,020本
販売額合計	6兆2,533億円	3兆5,966億円
運用本数	11,704本	3,313本
運用財産額合計	37兆8,467億円	24兆2,085億円

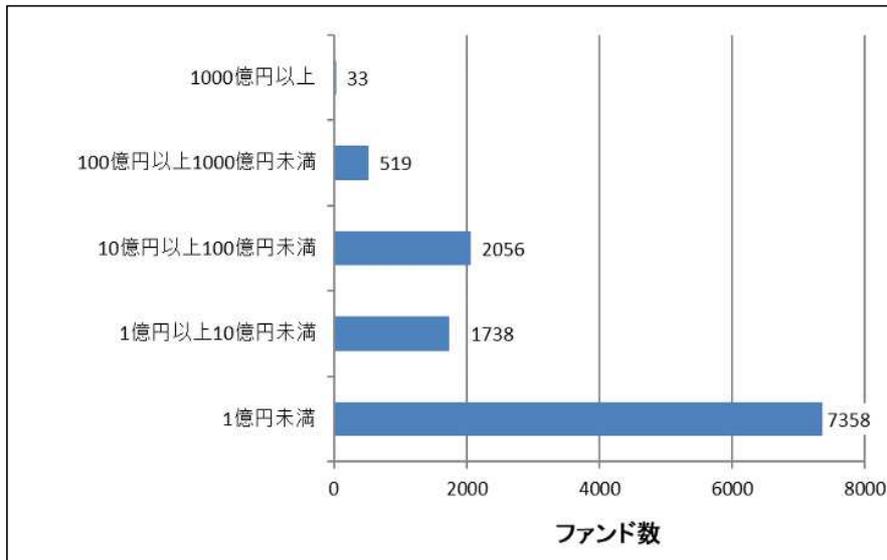
○ 販売額別ファンド本数



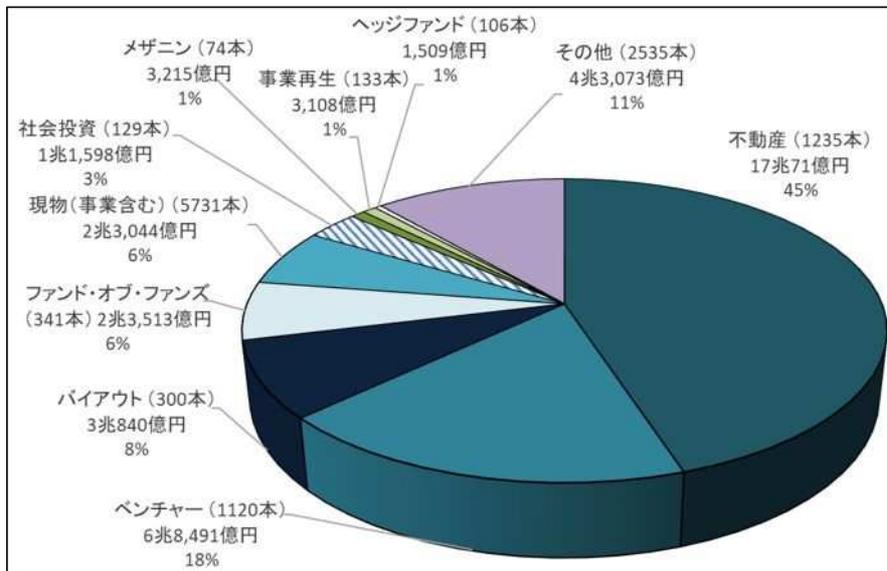
○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



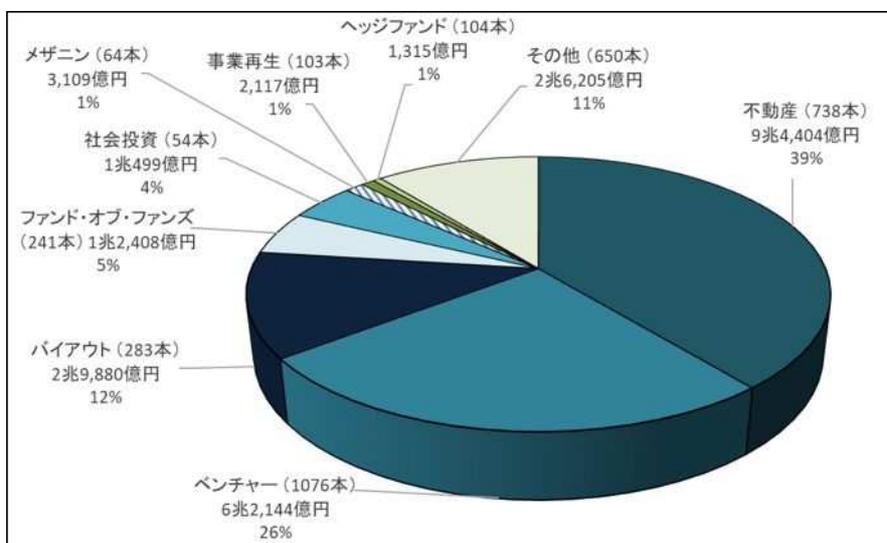
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2020年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2020年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

第 12 節 認定金融商品取引業協会

I 日本暗号資産取引業協会の認定

資金決済法に基づく自主規制機関である一般社団法人 日本暗号資産取引業協会に対し、2020 年 4 月 30 日、金融商品取引法第 78 条第 1 項に基づき、認定金融商品取引業協会としての認定を行った。

注) 2020 年 5 月 1 日付で「日本仮想通貨交換業協会」から「日本暗号資産取引業協会」に名称変更。

II 日本 S T O 協会の認定

電子記録移転権利及び当該権利から除かれる一部の権利にかかる自主規制機関として設立された一般社団法人 日本 S T O 協会に対し、2020 年 4 月 30 日、金融商品取引法第 78 条第 1 項に基づき、認定金融商品取引業協会としての認定を行った。

第13節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

2019 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は 279 件（前事務年度 699 件）となっており、そのうち 182 件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60 代以上が約 52%、20 代から 40 代が約 37%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX 取引、未公開株、集団投資スキーム（ファンド）に関するものが多く寄せられているほか、暗号資産（仮想通貨）や ICO に関するものが多く認められた。また、多くが無登録業者が関与するものである。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化